

「不当廉売ガイドライン」改定案等に対する意見の概要とこれに対する公取の考え方（抜粋）

ガソリンの不当廉売ガイドラインについて

	意見の概要	考え方
1	○ 「供給に要する費用を著しく下回る対価」について、一般的な数値化若しくは説明がないと「著しく下回る」の内容が分からない。(団体)	<p>「供給に要する費用を著しく下回る対価」については、「供給に要する費用」が販売行為者の「供給に要する費用」であること、「供給に要する費用」は総販売原価を意味すること、「可変的性質を持つ費用」を下回る価格は「供給に要する費用を著しく下回る対価」であると推定されること、変動費は「可変的性質を持つ費用」となること等を明示し、「供給に要する費用」の範囲等について、できるだけ明確化を図りました。</p> <p>なお、「<u>可変的性質を持つ費用</u>」に該当するかどうかについては、費用の性格に応じて個別の事案ごとに判断する必要があるため、一般的な数値化を図ることは適当ではないと考えます。</p>
2	○ 「明確に変動費であると認められなくても、費用の性格上、廉売対象商品の供給量の変化に応じてある程度増減するとみられる費用」及び「個別の事案において廉売期間中、供給量の変化に応じて増減している費用」とは、どのようなものが対象になるのかを具体的に例示してほしい。ガソリン業界では、人件費、広告費、水道光熱費等についても、「可変的な性質を持つ費用」に含まれると認識しているが、それでよいか。(団体)	<p>「明確に変動費であると認められなくても、費用の性格上、廉売対象商品の供給量の変化に応じてある程度増減するとみられる費用」としては、<u>例えば、運送費、検収費等の商品の仕入れに付随する諸経費</u>が挙げられます。</p> <p>「個別の事案において廉売期間中、供給量の変化に応じて増減している費用」は、個別の事案ごとに廉売対象商品の供給量の変化に応じて増減しているかどうかで判断されるものです。</p> <p>販売費のうち、<u>人件費等については、常に「可変的性質を持つ費用」に該当するとまではいえませんが、廉売対象商品の供給量の変化に応じて増減している場合には、「可変的性質を持つ費用」に該当します。</u></p>
3	○ 販売費と一般管理費のうち、どの費用が可変的性質を持つ費用として取り扱われるか明確でない。接待費など供給に係るコストと無関係なコストは除外するなど、一般的な給油所の経費明細を用いて例示すべき。(事業者)	<p>一般不当廉売ガイドライン等において、「可変的性質を持つ費用」となる費用、特段の事情がない限り「可変的性質を持つ費用」となると推定される費用、「可変的性質を持つ費用」とならないと推定される費用等をできるだけ例示し、明確化に努めています。</p>

	意見の概要	考え方
		<p>しかし、<u>費用項目とその内容は企業ごとに異なるため、事案に即して、経費の性格に応じて個別具体的に判断する必要があり、「可変的性質を持つ費用」となる費用項目を網羅的に例示することは困難</u>です。</p>
4	<p>○ 元売がコミッション・エージェント方式を用いて給油所を経営する場合における総販売原価及び「可変的性質を持つ費用」の考え方は、<u>元売の直営給油所</u>においても適用されるものか。</p> <p>また、<u>元売子会社の給油所</u>は、卸売価格が設定されている以上、コミッション・エージェント方式等とは異なり、一般特約店における総販売原価及び可変的性質とを持つ費用の考え方が適用されると認識しているが、それでよいか。(団体)</p>	<p><u>御指摘のとおり</u>です。</p>
5	<p>○ 「車検を予約したら6か月間ガソリン10円引き」などという値引きが行われているが、実際に車検するか否かに関わらず値引きを行っているケースがある。このような値引きの方法は不当廉売の判断に際してどのように考慮されるのか。(事業者)</p>	<p>御指摘のようなケースでは、基本的に、<u>ガソリンの取引と車検取引とは切り離し、ガソリンの値引き後の価格が「可変的性質を持つ費用」を下回っているかどうか等を考慮して不当廉売に該当するかどうかを判断することになると考えられます。</u></p>
6	<p>○ 「元売は、系列特約店に対する卸売価格を決定する際には、系列特約店との間で十分に協議する必要がある」としているが、卸売価格と同様の性格にあると考えられる<u>元売所有給油所のリース料、運営委託方式の委託料、発券店値付けカードの代行手数料等の重要な価格</u>を決定・変更する際も、系列特約店との間で十分に協議する必要があることを明記して戴きたい。(団体)</p>	<p>元売と系列特約店の間の取引条件に関し、<u>十分に協議する必要があるものが卸売価格に限られることのないよう、修正</u>しました。</p>

一般不当廉売ガイドラインについて

	意見の概要	考え方
7	○ 「コストを下回る価格…を設定することによって競争者の顧客を獲得すること」は、「廉売を行っている事業者…自らと同等又はそれ以上に効率的な事業者の事業活動を困難にさせるおそれ」があり、「公正な競争秩序に影響を及ぼすおそれがある」のではないか。(弁護士)	<u>「コストを下回る価格」での販売であっても、廉売行為者の事業の規模及び態様、廉売対象商品の数量、廉売期間、広告宣伝の状況、廉売対象商品の特性、廉売行為者の意図・目的等を総合的に考慮して、他の事業者の事業活動を困難にさせるおそれがないと認められる場合は、公正な競争秩序に影響を及ぼすおそれがないものと考えます。</u>
8	○ 総販売原価を算定する際は利潤を加味してほしい。(団体)	不当廉売は、法令において廉売対象商品の供給に要する費用を下回ることが要件として規定されており、 <u>費用(総販売原価)に利潤を含めることはできません。</u> また、総販売原価に利潤まで加味することは、不当廉売規制の目的に反し、正常な価格競争を減退させるおそれがあると考えます。
9	○ 販売費のうち可変的性質を有する費目を明示すべき。同一費目の中で可変的性質を有する部分と有さない部分があれば例示すべき。 一般管理費が可変的性質を持つ費用とならないという判断は妥当でない。例えば本社の営業本部で廉売対象商品を担当している者の人件費は可変的性質を持つ費用となるのではないか。(団体)	一般不当廉売ガイドラインの3(1)ア(エ)b(b)(iii)において、 <u>販売費のうち「可変的性質を持つ費用」となるものとして、廉売対象商品の注文の履行に要する費用である倉庫費、運送費及び掛売販売集金費を例示しています。</u> <u>一般管理費として計上されている費目であっても、廉売対象商品の供給量に応じて増減する費用であるか廉売対象商品の供給と密接な関連性を有する費用である場合は「可変的性質を持つ費用」となります。</u>
10	○ 多品種生産の場合、商品群全体としては「可変的性質をもつ費用」を上回っているが、特定の個々の商品をとって見ると、結果的に一部「可変的性質をもつ費用」を下回って販売することもあり得るのが、このような事態は、「事業全体でペイしておればよい」として、事業活動上、是認されてしかるべきと考える。製造業の場合も個々の機種ごとに判断するように記述されているように見えるが、すべての生産品目が恒常的に、すべて「可変的性質	多品種生産をしている場合において、 <u>商品群の一部の商品について「可変的性質を持つ費用」を下回る価格での廉売が行われ、他の事業者の事業活動が困難となるおそれがあり、公正な競争秩序に悪影響を与えるおそれがある場合には、事業全体としては利益がある場合であっても、不当廉売として規制する必要があるものと考えます。</u>

	意見の概要	考え方
	をもつ費用」を上回っていることを要求することは行き過ぎなのではないか。(団体)	
11	<p>○ 法定不当廉売は、「継続性」を構成要件としているが、課徴金の対象にもなっており、要件が明確化されなければ、事業者が無用の萎縮効果をもたらす。したがって、「継続性」の要件について、具体的な期間や基準を示す等して明確化すべき。(団体)</p> <p>○ 「継続して」の要件については、「相当期間にわたって繰り返して廉売を行い」とされているが、解釈の悪用を防ぐため、2回目の不当廉売が行われればその時点で継続性の要件を満たすものとすべきである。(団体)</p>	<p>継続性の要件を満たすかどうかは、廉売対象商品の特性や需要者の購買状況によって、<u>事案に即して個別具体的に判断する必要があるところ、一般的な期間や基準を示すことは困難</u>です。</p>
12	<p>公共建設工事に係る低価格入札事案については、単発のもの又は2回から数回程度の入札に関するものが多く、また発注者の異なる複数の工事についてまとめて警告されているものもあるが、これらは継続性要件を満たさず、法定不当廉売には該当しないものとするが、この点について明確な考え方を示すべき。(団体)</p>	<p>御指摘のような事案については、<u>事案に即して個別具体的に判断すべきもの</u>と考えます。</p> <p>なお、<u>単発の廉売が、「継続して」との要件を満たすことはありません。</u></p>
13	<p>○ 他者が低価格で販売している状況を知りながら価格を下げないままでは、結局は市場から撤退せざるを得なくなるため、純粋な対抗的(防衛的)な廉売が認められることを明示すべきである。(団体)</p>	<p>不当廉売に該当するかどうかは、<u>対抗廉売であるかどうかにかかわらず、一般不当廉売ガイドライン等に記載されている考え方で判断すること</u>となります。</p>

酒の不当廉売ガイドラインについて

	意見の概要	考え方
14	<p>○ 警告又は注意を行った事業者に対しては、その後の価格動向について情報収集を行うとしているが、改善報告書及び改善誓約書の提出を求めるべきである。(事業者)</p>	<p><u>警告については、個別の事案に応じ、その行為を取りやめること又は再び行わないようにすることを確保するために必要と認められる場合には、改善報告書の提出を求めます。</u></p>